

令和5年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月19日（水） 16時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 11名

| 職名    | 議席番号 | 氏名    | 職名 | 議席番号 | 氏名     |
|-------|------|-------|----|------|--------|
| 会長    | 4番   | 脇田 峰生 | 委員 | 8番   | 欠席     |
| 職務代理者 | 5番   | 日笠山 隆 | 委員 | 9番   | 河本 アツミ |
| 委員    | 1番   | 日高 仙三 | 委員 | 10番  | 牛越 紀幸  |
| 委員    | 2番   | 中村 裕臣 | 委員 | 11番  | 岩本 延男  |
| 委員    | 3番   | 欠席    | 委員 | 12番  | 欠席     |
| 委員    | 6番   | 鮫島 繁樹 | 委員 | 13番  | 日笠山 昭代 |
| 委員    | 7番   | 深田 広文 | 委員 | 14番  | 坂本 江里子 |

4. 欠席委員 3名  
 3番 中村 逸夫  
 8番 杉 為昭  
 12番 中村 正幸

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第7号 合意解約等について
- 第 3 議案第32号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第34号 非農地証明について
- 第 6 議案第35号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さんこんにちは。

本日は欠席が3番委員、8番委員、12番委員、あと、N推進委員から休みの届けが出ております。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和5年7月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。退席するときは、議長の許可をもらってから、退席してくださいませようお願いします。

それでは開会にあたり、会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはよう、いや、おはようやなか、こんにちは。いつも朝ごとにあるので。

令和5年7月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員の皆様、推進委員の皆様には、出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、短い梅雨も本当に開けたのかどうか分かりませんが、米刈りが始まっているところでございます。

この時期になる突然の雨で非常に収穫作業も難儀をするところですが、いよいよ本格的に収穫作業が始まったところです。

また今年も昨年よりもかなり暑く感じます。年齢のせいかもしれませんが非常に湿気もありまして、何か本当に暑く感じますので、皆さんしっかりと水分補給をしていただきまして、熱中症には注意をしていただきたいと思います。

また、御存じのように新型コロナとインフルエンザが、種子島で非常に大流行をしております。発表がありませんのではっきり数字的にはわかりませんが、全国でもかなりの人数になっているようでございます。本当に熱中症には気をつけながら、手洗い、うがいと、感染予防をよろしくお願いしたいと思っております。

さていよいよ私たちの任期も今日までとなりました。

明日は臨時総会が行われまして、会長、会長職務代理、農地利用最適化推進委員が決定をし、新しい体制が始まります。

これまでいろいろほんとにありましたけれども、御協力ありがとうございました。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

また、議事運営がスムーズにいきますように皆様の御協力、よろしくお願いたします。

## ○議長

それでは本日の会議を開催いたします。

日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

11番 岩本委員、13番 日笠山昭代委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第7号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

### ○事務局

日程第2、報告第7号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は、1番から12番の12件で、台帳現況地目、畑が19筆、46, 189平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は4ページです。

今月は、所有権移転3件の申請がありました。

1番です。榕城校区、岳之田地区です。

現況地目田1筆で、面積2, 013平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。下西校区、川迎地区です。

現況地目畑の1筆で、面積657平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。現和校区、武部地区です。

現況地目畑の1筆で、面積2, 278平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明ありました。続いて担当委員からの報告をお願いいたします。まず、番号1について、5番委員をお願いします。

### ○5番委員

5番です。番号1について報告いたします。7月15日に担当推進委員と譲受人の3名で現地を調査いたしました。現地は小牧野集落の田浦といいますか、岳之田の手前のところの奥のほうになります。

譲渡人は、譲受人の兄さんの子でありまして、2、30年前に譲受人と譲渡人のお父さんとで、20何枚ぐらいあった田んぼを2枚にしたそうです。それで、上は兄さん、下は譲受人に分けたそうですが、相続で譲渡人に名義が変わって、そのままになっていたのですが、譲渡人も、叔父さんが作っている田んぼだということは分かっていて、これまでずっと来たそうで、そろそろ譲受人に名義を変えようということで、今回の申請になったということでした。

現地は牧草が植えられておりまして、譲渡人が譲受人に貸した格好になっていて、田んぼは、実際は畑ですけど、ここを貸して収穫もしてもらっているということです。譲受人はほかにも野菜とか、ロベレニーなどを2反ぐらい作ってい

るということでした。

問題はないと思います。よろしく申し上げます。

**○議長**

ありがとうございました。

続いて番号2を2番委員お願いします。

**○2番委員**

2番です。整理番号2について報告をいたします。

7月16日日曜日、午前11時から担当推進委員、譲受人の3名で現地調査を行いました。

申請地は、川迎公民館の目の前の圃場です。

現在一部は野菜等が作付されていきました。

譲渡人は、土地持ち非農家であり、譲受人とは、親族関係になります。

圃場は、今後も菜園として利用していくそうです。

譲受人は、サトウキビを中心に作付けされている農家であり、経営技術、機械等、何ら申し分ないと思いますので、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

続いて番号3を6番委員、お願いします。

**○6番委員**

12番委員より「報告をお願いします。」と言われておりますので報告をいたします。

整理番号3番について報告いたします。7月16日午後5時より、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は育成牛19頭を肥育している現和校区在住の畜産農家です。

譲渡人は土地持ち非農家です。

この畑は親の代で交換していたのですが、名義はそのままだったので今回の契約となりました。畑には牧草を植えていました。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人には電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま、担当委員から説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第33号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局議案の説明をお願いいたします。

### ○事務局

日程第4、議案第33号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。榕城校区、上之原町地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、面積2,982平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人は、建設業を営んでおり、申請地に倉庫、資材置場、駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、原野、山林、市道があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

続きまして2番です。下西校区、湊泊地区です。

台帳地目畑の3筆、面積、4,811平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に集合住宅、駐車場、入居者用コミュニティースペースを整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、公共施設の整備状況が一定の程度達している区域内であることから、第3種農地の300メートル以内農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、市道、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水と排水は側溝に放流するとのことから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われます。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ちょっと待ってください。この整理番号2の1、これは面積幾らでした？

### ○事務局

2の1、2の2は同じ事業の申請で、所有者が違うということで、枝番をとっています。3筆合わせて4,811平米です。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、7日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

### ○6番委員

はい、6番です。

7月7日午前9時より、調査員2名、それぞれの担当地区の委員、それに推進委員、事務局2名の計6名で調査を行いました。

整理番号1は、事務局から説明がありましたように上之原地区です。

申請人は、建設業経営しており、倉庫、資材置場、駐車場等を作りたいということで、先ほど説明のとおりでございます。

地主も島内にはいなくて、行政書士の立会いでしたけれども、当申請地は、農振地域でもなく、別に問題ないと委員一同意見の一致を見ました。以上です。

次に整理番号2の1、2の2につきまして、3筆になっておりますが、2の1、2の2、合わせての説明をいたします。

国道沿いの警察署、手前の信号の東側に当たります。3、4年前までは、耕作されていたようですが、その後は耕作されず原野になっておりました。

申請人は、当地に集合住宅、駐車場、入居者用コミュニティスペースを、また、隣にアパートを今建設中で、そのアパートの月極めの駐車場を作りたいとのことでした。

ちなみに集合住宅は、24世帯入居でき、2階建てになるそうでございます。

申請地は農振地域外で、特に問題ないと委員の意見の一致を見ました。

なお、今回ここで許可された後には、敷地が3,000平米以上あるということですので、県の意見聴取が必要ということだそうでございます。

以上です。審議をよろしく願いいたします。終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたらお願いをしたいと思います。まず整理番号1について5番委員お願いします。

#### ○5番委員

5番です。整理番号1についてですが、調査委員長が言う通り間違いありません。よろしく申し上げます。

#### ○議長

続いて整理番号2の1及び2の2を2番委員お願いします。

#### ○2番委員

はい、2番です。この圃場はですね、譲渡人が、前回まで作られていたのですが、作るのをやめてから貸し手を探したのですけれども、なかなか見つからず、3年から4年経っており、もう荒れているところで、今回こういう計画があったということで自分たちも、喜ばしいところであり、特に問題ないと思います。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

これは、いつの写真ですか。

#### ○事務局

写真は令和元年です。

**○議長**

はい、分かりました。

ただいま担当委員から補足説明等ありましたけれども、何か皆さん、質疑等ありましたら挙手をお願いをいたします。

これは、一時転用ではなくて、もうずっとっていうことでしょうか？

**○事務局**

整理番号1ですか？

**○議長**

1も、2の1、2の2までですね。

**○事務局**

整理番号1、2両方とも一時転用ではないです。

**○議長**

はい、分かりました。

ほかに何か。

(挙手無し)

**○議長**

無いようですので、これから議案第33号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第34号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

**○事務局**

日程第5、議案第34号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は6ページから7ページです。

1番です。榕城校区上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。下西校区池野地区です。台帳地目は畑ですが、平成24年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。下西校区壆泊地区です。台帳地目は畑ですが、昭和26年頃から耕作せず、現在は宅地となっております。交付基準2に基づく申請です。

4番です。下西校区壆泊地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

5番です。現和校区西俣地区です。台帳地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。この

件につきましても、合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

## ○6番委員

はい、6番です。

「非農地証明について」1から5番について、説明します。

7月7日、午前9時より、調査委員2名、それぞれの担当委員、推進委員と事務局2名、計6名で調査を行いました。

整理番号1は、先ほど5条申請の1であった場所の奥のほうに当たります。

同じ畑の持ち主ですが、そこはもう畑にもならず、御覧のとおり山林化しております。昭和50年頃から耕作されていなくて、現在山林になっております。手前の広いところも、同じ名義人ですが、ここは5条申請が上がっていて、先ほど審議された土地の奥のほうの地番となります。面積も小さく、写真のとおりです。交付基準1の(イ)に該当すると思われま

す。整理番号2は、池野地区の教員住宅のすぐ東側になります。平成24年頃から耕作されず、現在は竹林です。ヤマダ電機店さんのところの信号をわかさ公園のほうへ100メートルほど行ったところに入り口があります。本人が、今回の調査のために竹を払っておりましたが、なかなか、そこからも圃場までは行けなくて、反対側の教員住宅の上のほうにも入り口があったのですが、なかなかそこからも見る事が出来なくて、入っていけない状態でした。以上のことから、交付基準1の(イ)に該当すると思われま

す。整理番号3について説明いたします。溼泊の住宅街です。現況は宅地になっております。申請人は、島内にいませんが、申請人の息子さんがこの土地を譲り受けるということで、調べたら台帳は、畑になっていたもので、今回の申請となったようでございます。20年以上経過をされていて、交付基準2に該当すると思われま

す。整理番号4について説明します。同じ溼泊地区で、自動車学校の西側に当たります。面積も119平米と小さく、昭和60年頃から耕作されていないということで、大きな木が茂り、山林化しておりました。交付基準1の(イ)に該当すると思われま

す。最後に、整理番号5について報告いたします。平成25年頃から耕作されず、最初は桃の木を植えていたそうですが、手入れが行き届かず、現在、竹林に近い原野になっております。また本人も、高齢になり離農していて、島内にもいないということで、交付基準1の(イ)に該当すると思われま

す。審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

まず整理番号1番について5番委員お願いします。

## ○5番委員

整理番号1についてですが、調査委員長がおっしゃったとおりです。よろしくお

願います。

**○議長**

ありがとうございました。

続きまして整理番号2番、3番、4番を2番委員願います。

**○2番委員**

2番です。2番につきましては、調査委員長の報告どおり中に入ることが出来ないほどの竹林でしたので、報告通りだと思います。

3番につきましても、宅地になってから60年ぐらい経っているという話もされていたので、これも調査委員長の報告どおりです。

4番につきましても、中に行くほど、険しいところだったので、山林化されていると思います。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。整理番号5ですけれども、6番委員が調査委員長ということで、報告は省きたいと思います。

ただいま、担当委員から補足説明また調査委員長から説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第34号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第35号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明を願います。

**○事務局**

日程第6、議案第35号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、所有権移転についてです。資料は8ページです。

1段目です。地目畑、面積19,701平米、所有権を移転する者6人、受ける者5人です。

内訳につきましては9ページを詳細につきましては、10ページから25ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

26ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間、地目田、面積4,318平米、地目畑、面積9,698平米の合計面積、14,016平米。利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

2 段目です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 1 5 年 7 月 3 1 日までの 1 0 年間、地目田、面積 4 9 4 平米。地目畑、面積 8 0, 7 0 9 平米の合計面積、8 1, 2 0 3 平米。利用権の設定をする者 2 0 人、受ける者 1 人です。

内訳につきましては 2 7 ページを、詳細につきましては 2 8 ページから 5 3 ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明いたします。5 4 ページをお開きください。

1 段目です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から、令和 1 0 年 7 月 3 1 日までの 5 年間、地目田、面積 4, 3 1 8 平米。地目畑、面積 9, 6 9 8 平米の合計面積 1 4, 0 1 6 平米。利用権の設定をする者 1 人、受ける者 4 人です。

2 段目です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 1 5 年 7 月 3 1 日までの 1 0 年間、地目田、面積 4 9 4 平米、地目畑、面積、8 0, 7 0 9 平米の合計面積 8 1, 2 0 3 平米。利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 3 人です。

内訳につきましては 5 5 ページを、詳細につきましては 5 6 ページから 7 5 ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いいたします。まず、所有権移転、整理番号 1 について、1 番委員、報告をお願いします。

#### ○1 番委員

1 番です。本日、8 時から担当推進委員、譲受人の農業法人の会長さんと現地調査をいたしました。

場所としては、公民館の近くにありまして、この譲渡人の自宅の園畑で利用していたそうです。

譲渡人は、譲受人の農業法人の会長さんと兄弟関係ありまして、譲渡人は、体調を崩して、今、鹿児島の施設に入っているそうです。そこで弟の会長さんが全部の管理をしているというところでした。現地を確認しましたところ、野菜等植えております。別に問題はないと思うところです。

以上で終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして所有権移転の整理番号 2 について、6 番委員報告をお願いします。

#### ○6 番委員

6 番です。整理番号 2 について報告いたします。

7 月 1 5 日午後 3 時より、譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認を行いました。

申請地は、圃場整備されている土地で、現在安納イモの育苗ハウスが建っており、譲渡人の親から借りていた土地で、譲渡人は、2 年前ぐらいに帰島していて、ここに自分の畑があることを親から聞いていなくて、知らなかったようでございます。親が亡くなって、譲受人と話をしている中で、そういうことが分かっ

て、それなら譲ってくれないかということで話合いがまとまったようでございます。

譲受人は、安納イモ、ジャガイモ、落花生等、耕作をしている認定農家でございます。機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。許可相当と考えます。なお、譲渡人には電話で確認をとっております。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号3及び4について、10番委員報告をお願いします。

#### ○10番委員

10番です。整理番号3、4について、譲受人が同一人物のため、あわせて報告いたします。

7月17日譲受人立会いのもと、現地確認を実施いたしました。当農地の3番4番は、1枚の畑となっており、約25年前から譲受人が借り、耕作し続けてきた農地であります。そしてこのたび、譲渡人の体調不良等が理由となり、譲受人に売買の話がなされました。当農地は今後も安納イモを作付け予定とのことです。譲受人は、機械がそろっており、経営技術等全く問題ございません。

譲渡人の2名には電話にて、確認済みであります。

双方確認のもと、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号5について、12番委員、お願いします。

#### ○6番委員

12番委員にかわり、6番です。報告をいたします。

整理番号5について報告いたします。7月17日午後6時より、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、サトウキビ、でん粉芋、米を作付する現和校区在住の大規模認定農家です。この畑は以前より借りてサトウキビを作っていました。譲受人の家の近くにあり、便利もよいので、今回の契約となりました。

畑にはサトウキビを作っています。

譲受人は農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号6について13番委員、お願いします。

#### ○13番委員

はい、13番委員です。整理番号6について報告をします。7月14日、譲受人及び担当推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人と譲渡人は親子でサトウキビ及びサツマイモを作付する認定農家です。

譲受人は、後継者として農業に従事し、規模拡大を積極的に行っており、今回の

申請も、親から譲受け、農地を規模拡大するものです。現地にはサトウキビとサツマイモが作付されておりました。農業機械も一式そろっており、経営技術についても、申し分なく、そして何よりも、農業への強い意欲を持っており将来が楽しみな若者です。

譲渡人には電話で確認をし、全てに対し、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から報告説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第35号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

11 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

13 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印